



はい！こちら消費生活センターです

何が変わるの？

**18歳になれば一人で契約できます！**

～2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました～

悪質業者に狙われやすいのは高齢者だと思いませんか・・・

令和4年(2022年)4月から成年年齢は18歳となり、成年になると保護者の同意を得ずに様々な契約ができます。未成年者は社会経験も少ないことから、親の同意を得ずに契約した場合は原則として契約を取り消すことができると民法で定められていますが、成年になると未成年者取消はできません。このため、18歳・19歳の若者は判断力や知識不足に付け込んだ悪質商法の格好の標的になるのではないかと懸念されています。自分の判断だけで契約できるようになりますが、一方で責任も生じます。

・18歳に変わるものとして 有効期間10年のパスポート取得や選挙権、クレジット契約が可能になります。また女性が結婚できる年齢は18歳に引き上げられます。

・20歳になるまでできないこととして 喫煙や飲酒、競馬・競輪などはこれまでどおり20歳未満は禁止です。

とくに18歳ごろからは、進学や就職などによって生活面でも自立し始め、一人暮らしをする部屋を契約したり、電気・水道・ガス・インターネットなどの契約をするなど自分で契約を結ぶ機会が多くなります。気を付けるポイントとしては、契約をするときは契約書を隅々まで読んで、本当に必要な契約か、問題がないか、きちんと支払いができるかを考えて納得したうえで決めることも大切です。様々な消費者トラブル(もうけ話、美容医療、定期購入、クレジットカード・ローン、マルチ商法、貸借借トラブルなど)で気を付けるポイントを広報6月号から8月号で詳しく紹介します。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

参考:消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」を開設しています。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188 (いやや!) 番もご利用ください。